

回 覧 令和6年11月15日(三股町)代表☎:52-1111

.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
.	.	.	.	.	.	.	.	.	.

◎ 読んだらすぐ隣へ回しましょう

【分 類】	【No.】	【内 容】
〈お知らせ〉	1	◆年末・年始のごみ収集についてお知らせします
	2	◆オレンジカフェ「縁がわ」で相談・雑談しませんか？ ◆年金の日・ねんきんネットをご存知ですか？
	3	◆12月2日から現行の国民健康保険証は新規・再発行されなくなります
	4	◆【後期】12月2日から現行の後期高齢者医療保険証は新規・再発行されなくなります ◆家内労働(内職)情報をお知らせします
〈農林畜産業関連〉	5	◆高齢者安全運転支援事業(踏み間違い防止)を行っています
	6	◆畜産農家の皆さんへ 毎月10日・20日・30日は「町内一斉消毒の日」です
〈相 談〉		◆「行政相談」を実施します
	7	◆「人権相談」を実施します ◆「消費生活無料法律相談」を実施します
	8	◆「無料法律相談」を実施します
		◆「ふれあい福祉相談」を実施しています



November



◆子育て支援を「ふるさと納税」で充実させよう

3つの「無料化」の実現を目指そう!!

- 3歳未満児の「保育料」
- 町小中学校の「給食費」
- 高校生までの「医療費」



町ふるさと納税
Instagram



町公式サイト

今後も充実した子育て支援事業を継続できるよう、**本町以外にお住まいのご家族、ご親戚、知人、友人などに対し「ふるさと納税」を通じて三股町を応援していただくよう「お声掛け」をお願いします。**

ふるさと納税推進室

防災無線の放送内容が『フリーダイヤル』で確認できます！

フリーダイヤル ☎0120-71-1417 ☎0120-71-1418

※以前の番号から変更となりましたのでご注意ください。また、どちらの番号でも同じ内容が流れます。

「よく聞こえなかったので、もう一度聞きたい」、「発令された避難情報を確認したい」という人は、電話で音声確認できます。フリーダイヤルのため、通話料金は発生しません。また、防災ポータルサイトでは文章で確認ができます。



三股町防災ポータル
サイトはこちらから

防災無線の内容以外
にも防災情報を発信
しています。

【電話で確認する際の注意】

- ① 24時間365日利用可能で、放送直後から利用できます。
- ② 放送内容を、当日のみ確認できます。
- ③ 同時にたくさんの人が電話をかけると、つながりにくくなる場合もあります。
※少し時間をおいて、かけなおしてください。

【お問い合わせ】 総務課 危機管理係
☎52-1110 (直通)

現在の保険証も、有効期限まで使えます！

- ・有効期限が書かれていない場合は、保険者（会社など）におたずねください。
- ・**なお、マイナンバーカードのケースに「保険証」と書かれたシールが貼ってある場合は、マイナ保険証の利用設定済みです。**
(医療機関の機械やご自身のスマートフォンでも設定できます)

★お問い合わせ 町民保健課 戸籍住民係 ☎36-4020(52-9630)

お知らせ

◆年末・年始のごみ収集についてお知らせします

<ごみステーションでの収集>

種 類	[年末](最終収集日)	[年始]
燃えるごみ	12月30日(月)	1月6日(月)
燃えないごみ	12月26日(木)	1月23日(木)
資源ごみ (空き缶・瓶)	12月19日(木)	1月16日(木)
資源ごみ (白色トレイ・ペットボトル)	12月12日(木)	1月9日(木)

○ごみステーションにごみを出すときは、①きちんと分別して、②指定ごみ袋に入れて、③収集日の午前8時までに出してください。

※収集日以外の日のごみ出しは、ステーションの近隣の人の迷惑となりますのでご遠慮ください。

○ごみステーションの収集最終日以降は、それぞれの搬入場所に直接持ち込んでください(ただし、12月30日まで)。

○資源ごみは、各自治公民館のリサイクル集積所に持ち込めます。



<個人での搬入>

種類・搬入場所	[年末]	[年始]
燃えるごみ 〈搬入場所〉 都城市クリーンセンター	12月30日(月)まで ○午前8時30分～正午 ○午後1時～4時30分 ※ごみ処理手数料が掛かります ・家庭ごみ:50㧺ごとに250円	1月5日(日)から
燃えないごみ・資源ごみ (電化製品類・金属類・空き缶・瓶・白色トレイ・ペットボトル) 〈搬入場所〉 都城市リサイクルプラザ	12月30日(月)まで ○午前8時30分～正午 ○午後1時～4時30分 ・家庭ごみ:300㧺以下無料 ※超える場合20㧺ごとに110円	1月5日(日)から
埋立ごみ・資源ごみ (電化製品類・金属類・陶器類・ガラス類・空き缶・瓶・白色トレイ・ペットボトル) 〈搬入場所〉 一般廃棄物最終処分場	12月30日(月)まで ○午前8時30分～正午 ○午後1時～4時30分 ・家庭ごみ:300㧺以下無料 ※超える場合20㧺ごとに100円	1月4日(土)から ○午前8時30分～11時30分

○各施設とも年末は特に混雑が予想されます。事前に分別をしっかりと行って、円滑なごみ処理にご協力ください。

★お問い合わせは、

都城市クリーンセンター ☎:45-6677

都城市リサイクルプラザ ☎:36-3900

環境水道課 環境保全係 ☎:52-9082(直通)

町一般廃棄物最終処分場 ☎:52-5424 お願いします。

◆オレンジカフェ「縁がわ」で相談・雑談しませんか？

「この間も買ったのに、また同じものを買ってる…」

「なるべく怒らないようにしたいけど、つい怒ってしまう…」など、もやもやしたり、ため息をついたりしていませんか？

ちょっと一息つきたい人、認知症のある人との関わり方に戸惑っている人、あなたのお話をお聞きます。

相談は無料ですが、予約が必要です。気軽にご連絡ください。

期 日	12月12日(木) ※毎月第2木曜日
時 間	午後1時30分～4時30分 ※相談時間はおおむね1人45分程度
場 所	コ－メキング スペース コメ CO-MEKING SPACE COME 三股町大字樺山3151番地1
内 容	専門職や認知症の介護経験のあるサポーターが日ごろの出来事や悩みなどをお聞きます。
申込方法	予約制です。 人数に制限がありますので、相談希望者は電話か窓口で直接お申し込みください。

★お申し込み・お問い合わせは、
町地域包括支援センター(高齢者支援課内)
☎:52-9063(直通)をお願いします。



◆年金の日・ねんきんネットをご存知ですか？

日本年金機構では、厚生労働省と協力して11月を「ねんきん月間」と位置づけ、公的年金制度に対する理解を深めるための普及・啓発活動を行っています。

また11月30日は、「1130」の語呂合わせから「年金の日」となっています。「ねんきんネット」などを活用し自分の年金記録や年金見込額を確認して、老後の生活設計に思いを巡らしてみませんか。

ねんきんネットとは、パソコンやスマートフォンから自分の年金情報を手軽に確認できるサービスです。ねんきんネットに登録すれば、利用できます。

■ねんきんネットへの登録方法 =

- ①マイナポータルからの登録(マイナンバーカードとメールアドレスが必要です)
- ②ねんきんネットのユーザID取得(基礎年金番号とメールアドレスが必要です)
(マイナンバーカードを持っていない人も、ユーザIDを取得すると「ねんきんネット」を利用できます)

■ねんきんネットでできること =

- 自分の年金記録の確認
 - 将来の年金見込額の試算
 - 「ねんきん定期便」や各種通知書の確認
- そのほか、公的年金などの源泉徴収票、社会保険料(国民年金保険料)控除証明書などの再交付申請や持ち主不明記録の検索などさまざまな機能があります。



また、マイナポータルとねんきんネットを連携するとさらに便利になります。

- 社会保険料(国民年金保険料)控除証明書や公的年金等の源泉徴収票などの電子データの受け取り
- 扶養親族等申告書の電子申請

詳しくは日本年金機構の公式サイトでご確認ください。



ねんきんネットの
詳細はこちら

★お問い合わせは、ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル

☎:0570-058-555(専用ナビダイヤル)

☎:03-6700-1144(050 で始まる電話の場合)

をお願いします。

◆12月2日から現行の国民健康保険証は新規・再発行されなくなります

12月2日以降、現行の国民健康保険証は新規・再発行されなくなります。

現在お手元にある国民健康保険証(12月1日以前に発行済みの健康保険証)は、保険証右上に記載の有効期限まで使用できます(最長で令和7年(2025年)7月31日まで)。

有効期限についての詳細は、右の「国民健康保険証の有効期限について」もご覧ください。

なお、有効期限内であっても、就職や引っ越しなどで加入する保険者が変わった場合、お手元の国民健康保険証は使えなくなりますので、ご注意ください。

■12月2日以降発行の証明について =

12月2日以降、国民健康保険に新たに加入した場合や、保険証の有効期限が切れる場合などには、以下の証明を発行します。

対 象 者	種 類
マイナ保険証を <u>持っている人</u>	資格情報のお知らせ
マイナ保険証を <u>持っていない人</u>	資格確認書

※1 「マイナ保険証を持っている人」とは…

マイナンバーカードを持っており、健康保険証の利用登録(紐づけ)が済んでいる人

※2 「マイナ保険証を持っていない人」とは…

○マイナンバーカード自体を持っていない人

○マイナンバーカードは持っているが、健康保険証の利用登録(紐づけ)が済んでいない人

■国民健康保険証の有効期限について =

基本的に国民健康保険証は8月1日から翌年7月31日までの1年間有効です。
なお、以下の人などは国民健康保険証の有効期限が異なります。

①70歳の誕生日を迎える人： 誕生月の月末まで
※ただし、誕生日が1日の人は誕生月の前月末まで

例) 11月11日が70歳の誕生日 ⇒ 11月30日まで有効
11月 1日が70歳の誕生日 ⇒ 10月31日まで有効

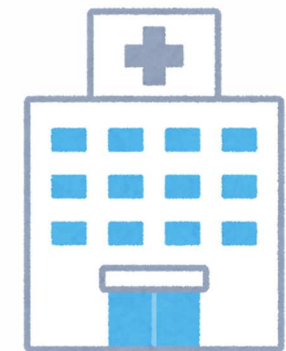
②75歳の誕生日を迎える人： 誕生日の前日まで

例) 12月15日が75歳の誕生日 ⇒ 12月14日まで有効

誕生日より国民健康保険を脱退し、後期高齢者医療制度に加入します。
特に加入の手続きをする必要はありません。

■三股町国保の人以外の保険証について =

三股町の国民健康保険以外の人(お勤め先の健康保険、他市町村の国保、職域の国保組合、生活保護)については、お手持ちの保険証に記載の保険者にお問い合わせください。



★お問い合わせは、

町民保健課 国保年金係(1階 ③番窓口)

☎:52-9631(直通)をお願いします。

◆【後期】12月2日から現行の後期高齢者医療保険証は新規・再発行されなくなります

12月2日以降、現行の後期高齢者医療保険証は新規・再発行されなくなります。

現在お手元にある後期高齢者医療保険証(12月1日以前に発行済みの健康保険証)は、令和7年(2025年)7月31日まで使用できます。

なお、有効期限内であっても、引っ越しなどで資格の内容(住所や負担割合など)が変わった場合、お手元の後期高齢者医療保険証は使えなくなりますので、ご注意ください。

■12月2日以降発行の証明について =

12月2日以降、75歳になった人、転入した人など、新たに加入した場合や、町内で引っ越して住所が変わった場合などには、「資格確認書」を発行します。



★お問い合わせは、
町民保健課 国保年金係(1階 ③番窓口) 後期高齢者医療担当
☎:52-9632(直通)をお願いします。

◆家内労働(内職)情報をお知らせします



県の就職相談支援センター(家内労働相談窓口)では、家内労働の情報提供とあっせんを無料で行っています。

◎家内労働をお探しの人へ

ご希望の家内労働がありましたら、就職相談支援センターに気軽にお問い合わせください。電話での相談も受け付けています。

※仕事によっては細かい作業もあり、その他の求人条件が加わる場合があります。

令和6年10月25日現在

仕事の内容	委託地域	工賃
ソックスかがり、ニット帽かがり	三股町、都城市、 小林市内一部地域	1ダース12(24枚) 400円～450円
干支の置物の絵付けなど	三股町、高原町、 都城市内(要相談)、 小林市内一部地域	1個 10円～50円
部品組み立て、 部品外観検査(キズ汚れなど)	三股町、都城市	1個 0.3円～1.8円
婦人服のホック付け、 ボタン付け、しつけ縫い	三股町、都城市	30円～
自動車用ハーネスのサブ作り	A:三股町、都城市とその近辺 B:三股町、都城市	A・Bともに 1本 4円～20円
大島紬織り	三股町、都城市とその近辺	1反 2万円～4万5千円

◎事業所へ・・・内職委託の際にも、ぜひ当センターをご利用ください！

就職相談支援センター(家内労働相談窓口)では、無料の情報提供とあっせんを行っています。

★お問い合わせは、

都城就職相談支援センター(都城・小林地区)	
所在地	都城市北原町24街区21号 宮崎県都城総合庁舎1階 都城県税・総務事務所内
TEL/ファクス	25-0300
受付日	月曜～金曜(土曜、日曜、祝日は休み)
受付時間	午前9時～正午、午後1時～5時



をお願いします。詳しい情報は、**宮崎 内職** で **検索** してください。

◆高齢者安全運転支援事業(踏み間違い防止)を行っています

■事業内容 ＝

高齢運転者が安心して運転を続けられるよう、自己の所有する自動車(新車および中古車の購入時の設置は除く)に、後付け安全運転支援装置を設置する人に費用の一部を補助するものです。

※設置する前に、申請が必要です。

■補助対象装置 ＝

①急発進防止装置

停止時または低速走行時にアクセルペダルを強く踏み込んだ場合に、急発進を防止する装置。

②ペダル踏み間違い時加速抑制装置

停止時または低速走行時に前方および後方の壁や車両を検知している状態でアクセルペダルを踏み込んだ場合に、急加速を防止する装置。

③ATワンペダル

アクセルとブレーキを一体化させた、1つのペダルに足を置いたまま操作する装置。足を右に傾けるとアクセル、踏めばブレーキとなり、アクセルをかけたまままでペダルを踏んだ場合でも、クラッチが外れてアクセルが効かなくなり急停車できる装置。

■補助対象者 ＝

- ①町内に住所がある自動車運転免許保有者で満65歳以上の人
- ②町税などを滞納していない人
- ③同じ年度に、同一世帯で本補助金の交付を受けていない人
- ④都城地区交通安全協会三股支部交通安全研修会に積極的に参加する人
- ⑤町および都城地区交通安全協会三股支部共催の高齢運転研修会などに積極的に参加する人

■補助対象経費および補助額 ＝

補助対象経費	補助金の額
急発進防止装置の装着に要する経費	取り付けに必要な費用の2分の1以内の額(ただし、制限運転者は3分の2以内の額)とし、5万円を上限とする。
ペダル踏み間違い時加速抑制機能装置の装着に要する経費	取り付けに必要な費用の2分の1以内の額(ただし、制限運転者は3分の2以内の額)とし、7万円を上限とする。
ATワンペダルの装着に要する経費	取り付けに必要な費用の2分の1以内の額(ただし、制限運転者は3分の2以内の額)とし、15万円を上限とする。

※補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てます。
補助対象経費は、国の「サポカー補助金」を差し引いた自己負担額となります。

■申請方法 ＝

「三股町高齢者安全運転支援事業補助金交付申請書」に、次の書類を添付して提出してください。

- ①見積書の写し
- ②申請者名義の自動車検査証の写し
- ③滞納のない証明書
- ④運転免許証の写し
- ⑤その他町長が必要と認める書類



◎制限運転をはじめましょう～みやこんじょ・みまたん安心安全運転～

制限運転とは、65歳以上の高齢運転者が自身の体調や運動能力を把握し、自動車を運転する時間帯や場所など自分自身で運転ルールを決め、守ることで交通事故の危険性を減らし、少しでも長く安全運転を続けようという取り組みです。

★お問い合わせは、総務課 危機管理係(2階 ②番窓口)

☎:52-1110(直通) お願いします。

◆畜産農家の皆さんへ

毎月10日・20日・30日は「町内一斉消毒の日」です

新型コロナウイルス感染終息に伴う海外からの往来が増え、口蹄疫、豚熱、高病原性鳥インフルエンザといった家畜伝染病の発生の危険性が高まっています。これら家畜伝染病のうち、豚熱、高病原性鳥インフルエンザは、昨シーズン国内でも発生しており、発生農場の経営に多大な損失が発生しています。

畜産農家におかれましては、伝染病への防疫意識を高め、より一層の防疫強化をお願いします。

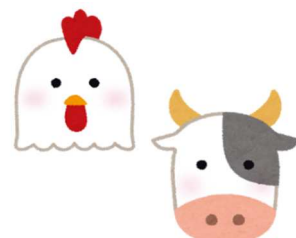
「今一度、発生予防対策の徹底と
畜産農家相互の注意喚起をお願いします」

《 次のことを守りましょう 》

- ① 長靴の履き替え
農場用と外出用の長靴を履き替えることで、長靴に付着したウイルスの侵入を防ぎます。
- ② 踏み込み消毒槽の設置と点検
踏み込み消毒槽は必ず設置し、消毒薬が汚れたら取り替えましょう。
- ③ 農場訪問者の記録と立ち入り規制
農場内への部外者の立ち入りを禁止するほか、畜産関係者や飼料運搬車など、農場に立ち入る人や車がいつ来たかを記録し、保存しておきましょう。
- ④ 早期発見・早期通報
家畜に異常が見られたら、すぐに獣医師または都城家畜保健衛生所（☎：62－5151）に連絡しましょう。

※畜産農家向けの消毒薬・農場訪問記録用紙は、町役場で配布しています。

★お問い合わせは、
農業振興課 畜産振興係（3階 ③番窓口）
☎：52－9088（直通）をお願いします。



◆「行政相談」を実施します

行政相談は、国の行政全般について皆さんの意見、要望や苦情を聴いて、公正・中立の立場から関係行政機関などに必要なあっせんを行っています。

また、その解決や実現を目指すとともに、皆さんの声を行政の制度・運営の改善に生かしています。

国の仕事、その手続きやサービスで困っていることはありませんか？

相談は無料、予約なしで気軽に利用できます。相談者の秘密は、固く守りますので、お気軽にご相談ください。

期 日	12月2日(月)	12月16日(月)
相談委員	やしき かずひさ 屋敷 和久	にしどめ ふみお 西留 文夫
時 間	午前10時～正午	
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」	

※相談委員は、変更になる場合があります。

★お問い合わせは、
総務課 行政係（2階 ②番窓口）
☎：52－1112（直通）をお願いします。



◆「人権相談」を実施します

いじめ・虐待などの「人権相談」だけでなく、家庭内の問題（夫婦・親子・離婚・扶養・相続）、近隣トラブルや金銭貸借、借地借家、登記などの悩み事相談にも応じています。予約は不要ですので、お気軽にご相談ください。

※相談は無料です。

■特設人権相談 =

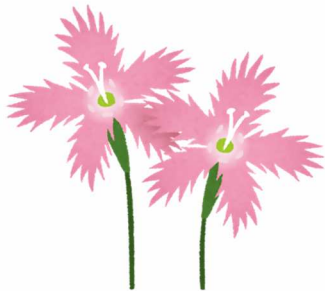
期 日	12月3日(火)
時 間	午前10時～午後3時
場 所	JR三股駅多目的ホール「M★ういんぐ」
相談委員	くわはた みよこ 栞畑 実余子、 たけのうち すずこ 竹ノ内 鈴子 ※相談員は、変更になる場合があります

■常設人権相談 =

日 時	平日の午前8時30分～午後5時15分
場 所	宮崎地方法務局 都城支局 (都城合同庁舎5階相談室)
相談委員	人権擁護委員・法務局職員

★お問い合わせは、

- ・特設人権相談 = 総務課 行政係(2階 ②番窓口)
☎:52-1112(直通)
- ・常設人権相談 = 宮崎地方法務局都城支局
☎:22-0490 をお願いします。



◆「消費生活無料法律相談」を実施します

町福祉・消費生活相談センターと都城市消費生活センターでは、次の日程で弁護士による「消費生活無料法律相談」を計画しています。町内に住む人が都城市で相談を受けることもできます。お困りのことがありましたら、ぜひご利用ください。

期 日	【三股町】12月12日(木) 【都城市】12月27日(金)
時 間	【三股町】午後1時30分～4時30分 【都城市】午後1時～4時
場 所	【三股町】町福祉・消費生活相談センター(元気の杜内) 【都城市】消費生活センター(都城市役所北別館2階)
内 容	消費生活上のもめ事や多重債務などの法律的な問題について、弁護士が考え方や解決方法などを助言します。 ※個人の秘密は固く守られます。
申込方法	・相談内容を把握するため、 <u>必ず開催日の2日前までに事前相談、事前予約が必要です。</u> ・消費生活に関する法律相談です(<u>個人間トラブル、相続、事業者からの相談等は対象外</u>)。 ・日程は変更になる場合があります。 ・相談の詳細は、お気軽にお問い合わせください。

★お申し込み・お問い合わせは、

町福祉・消費生活相談センター ☎:52-0999
都城市消費生活センター ☎:23-7154 をお願いします。



◆「無料法律相談」を実施します

町社会福祉協議会では、毎月第3水曜日に「法律相談」を実施しています。

期 日	12月18日(水)
時 間	午後1時30分～4時30分
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」
内 容	土地・建物・登記・遺言・結婚・離婚・金銭面でのめんどろなど、法律上のさまざまな相談や悩みごとに対して、司法書士が適切に回答しますので、お気軽にご相談ください。 ※秘密は固く守られます。
申込方法	相談は予約制です。 人数に制限がありますので、相談希望者は電話か窓口で直接お申し込みください。



★お申し込み・お問い合わせは、
町社会福祉協議会
☎:52-1246 をお願いします。

◆「ふれあい福祉相談」を実施しています

町社会福祉協議会では、生活上のあらゆる問題について、相談を受け付けています。

また、電話での相談も行いますので、お気軽にご相談ください。

■相 談 日 =
毎週月曜・水曜・金曜
※祝日は除く

■時 間 =
午前9時～午後5時

■場 所 =
町総合福祉センター「元気の杜」



★お問い合わせは、
町社会福祉協議会
☎:52-1246 をお願いします。